

# 別表1

## 1 補助対象および補助率

事業内容	補助対象となる機械・施設等	新規就農者型		
		事業費	補助上限	補助率
園地(圃場)造成	客土、整地、抜根 等	1,000 千円～	11,000 千円  ただし原則として経営発展支援事業等を併せて申請するものとし、国事業(うち県負担分)を含めた補助上限を11,000千円とする。	1/3以内
排水施設	暗渠、明渠、排水柵 等			
かんがい施設	定置配管、貯水槽、給水ポンプ、さく泉 等			
作業道整備	作業道の整備、モノレール等			
栽培用機械施設	ハウス、栽培装置、栽培管理機械・装置、専用運搬機械施設、収穫機械・装置、融雪装置、暖房装置 等			
病虫害防除機械施設	防除機、防蛾施設、土壌消毒機、スピードスプレーヤ、付帯施設 等			
土づくり機械施設	トレンチャー、サブソイラー、プラソイラー、堆肥盤、堆肥散布機、付帯施設 等			
自然災害防止施設	防風施設、防潮施設、防霜施設、付帯施設 等			
集出荷調製・加工施設	集荷場、選果場、選別・調製施設、貯蔵施設、専用運搬機械施設、直販施設、加工場、加工用器具・装置、出荷調整用機械、選別用機械、付帯施設 等			
育苗機械・施設	育苗関連機械、育苗ハウス			
既存施設の再整備	ハウス(ガラス温室、鉄骨ハウス、低コスト対候性ハウス等)の鋼材等の改修、被覆資材の張替や遮光カーテン・ヒートポンプ等の栽培設備、果樹棚の改修			
その他目的達成に必要なと認められるもの				

## 2 採択基準等

- 1) 本事業は、国庫採択基準に満たない機械・施設等の整備を対象とする。ただし、肥料、農薬、種苗等の資機材・消耗品は補助対象外とする。
- 2) 事業対象とする園芸品目は別表のとおりとする。
- 3) 法的な規制や用地確保等で、問題点がある場合はこれを解決(または、確実に解決できる見込みがあること)してから計画を提出すること。
- 4) ハウス建設時は、原則として客土を行なう。この場合、降雨7日後に地下水水位 60 cm以上を確保できる客土深とすること。
- 5) 導入する機械・施設等は、対象とする園芸品目の栽培面積等に応じた適正な規模・能力であること(過大なものは認めない)。
- 6) 今事業において、上記機械等の導入する場合は、格納に必要な施設等も対象にする。しかし、規模決定根拠を明確にし、整理しておくこと。
- 7) 既存施設の再整備については、原則、法定耐用年数が経過した園芸施設・設備とすること。事業完了後、5年以上にわたり補助対象施設・設備を継続して使用すること。